



福岡医発第 296 号 (地)
令和 4 年 4 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

虐待による児童の死亡事案の情報共有について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室並びに医政局医事課死因究明等企画調査室より、各都道府県等民生・衛生主管部（局）宛に事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、令和元年 6 月 1 日に閣議決定された「死因究明等推進計画」を踏まえて、児童相談所等が、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に資するため、医療機関及び法医学教室等に対し、過去に診察依頼等を通じて児童相談所等の取扱いがあった事案のうち、その後の虐待による死亡が疑われると判断した場合には、児童相談所等の関係機関に情報を適時共有することなどについて、協力を求めるものです。

児童相談所等と医療機関や法医学教室等との情報の連携は、児童虐待を防止する観点から重要であることから、引き続き、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、死因究明等推進計画の策定については、令和 3 年 7 月 6 日付福岡医発第 1115 号（地）にて貴会宛ご連絡申し上げておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

令和4年4月19日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡 辺 弘 司
(公 印 省 略)

虐待による児童の死亡事案の情報共有について

今般、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室、医政局医事課死因究明等企画調査室の連名により、虐待による児童の死亡事案の情報共有について各都道府県等民生・衛生主管部（局）宛に事務連絡がなされ、本会に対して周知依頼がありました。

本件は、令和元年6月1日に閣議決定された「死因究明等推進計画」を踏まえて、児童相談所等が、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に資するようにするため、医療機関及び法医学教室等において、過去に診察依頼等を通じて児童相談所等の取扱いがあった事案のうち、その後の虐待による死亡が疑われると判断した場合には、児童相談所等の関係機関に情報を適時に共有することなどについて、協力を求めるものであります。

児童相談所等と医療機関や法医学教室等との情報の連携は、児童虐待を防止する観点から重要であることから、引き続き、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、死因究明等推進計画の策定については、令和3年6月18日付日医発第251号（法安49）にて貴会宛てご連絡申し上げております。

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 11 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室
厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室

虐待による児童の死亡事案の情報共有について

厚生労働行政の推進につきましては、平素よりご尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

児童虐待対応における児童相談所と法医学との連携強化については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について」（令和 2 年 3 月 31 日付け内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）において、各都道府県等に対して大学における法医学教室等との連携の強化に努めていただくようお願いをしたほか、同月の全国児童福祉主管課長会議において、法医学教室と児童相談所の連携の取組事例について公益社団法人母子保健推進会議からの報告について周知を行い、同年 6 月には、法医学が虐待に対してできることや法医学教室と児童相談所の連携の取組事例、法医学教室一覧をまとめた冊子「子どもを虐待から守るために～自治体と法医学の連携でできること～」（令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応における法医学との連携強化に関する研究」（実施主体 公益社団法人母子保健推進会議））の活用について周知したところです。

医療機関を含めた関係機関については、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の 4 において、地方公共団体の機関に加え、児童の医療、福祉又は教育に係る機関や児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができるものとされています。

このような中、昨年 6 月 1 日に閣議決定された「死因究明等推進計画」において、死因究明により得られた情報の活用として、「地方公共団体による虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に資するよう、医療機関及び法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報を共有すること

について周知を図る」こととされております。

児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然としてその防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

つきましては、児童相談所等が虐待による死亡が疑われる事例を可能な限り幅広く把握し、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に資するようにするため、医療機関や法医学教室等におかれては、これまでの児童虐待に係る各種通告等のもとより、

- ・虐待防止法第13条の4に基づき、児童相談所長等から直接情報等の提供の求めがあったときに加え、
- ・診察依頼等を通じて児童相談所等の取扱いがあったことを把握している児童虐待に係る事案のうち、当該児童に関しその後の虐待による死亡が疑われると判断した場合についても、当該児童の取扱いのあった児童相談所等の関係機関に対し、当該児童の氏名及び当該児童の死亡の事実を共有する（例：事例把握の度共有、定期的にまとめて共有等）

ことについてご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、児童虐待を受けたと思われる児童が死亡にいたっていない場合において、警察が当該虐待事実について児童虐待防止法第6条第1項に基づき児童相談所に通告し、医療機関に情報提供をした時は、同一の虐待事実について医療機関は児童相談所に重ねて通告する必要はありませんが、当該児童の医学的所見等について、児童相談所及び警察との情報共有に遺漏のないようにお願いします。また、その際に、新たな虐待事実が明らかとなった場合は、医療機関から児童相談所への通告をお願いします。

本件については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉主管課に対し、別添のとおり事務連絡を発出しておりますので、併せて御承知おきください。

また、本事務連絡の内容については、法務省刑事局刑事課及び警察庁刑事局捜査第一課と協議済みである旨申し添えます。

【参考】

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）（抄）

第13条の4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当

該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 令和2年3月31日付通知府共第245号・子発0331第2号「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000637877.pdf>
- 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応における法医学との連携強化に関する研究」（報告書全体版）
http://bosui.or.jp/pdf/2019_児童虐待報告書.pdf
- 令和3年6月1日閣議決定「死因究明等推進計画」（抄）
https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/shiin_keikaku.pdf
- 厚生労働省において、地方公共団体による虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に資するよう、医療機関及び法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報を共有することについて周知を図る。（厚生労働省）

以上

【連絡先】

＜虐待による児童の死亡事案の情報共有に関すること＞

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課虐待防止対策推進室企画法令係

TEL : 03-5253-1111 (内線 4895)

Mail : jidounetwork@mhlw.go.jp

＜死因究明等推進計画に関する事＞

厚生労働省医政局

医事課死因究明等企画調査室調整係

TEL : 03-5253-1111 (内線 4417)

Mail : shiinkyuumei@mhlw.go.jp

事務連絡
令和4年4月11日

各
都道府県
指定都市
特別区
保健所設置市
児童相談所設置市

民生・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室
厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室

虐待による児童の死亡事案の情報共有について

児童福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

児童虐待対応における児童相談所と法医学との連携強化については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について」（令和2年3月31日付け内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）において、各都道府県等に対して大学における法医学教室等との連携の強化に努めていただくようお願いをしたほか、同月の全国児童福祉主管課長会議において、法医学教室と児童相談所の連携の取組事例について公益社団法人母子保健推進会議からの報告について周知を行い、同年6月には、法医学が虐待に対してできることや法医学教室と児童相談所の連携の取組事例、法医学教室一覧をまとめた冊子「子どもを虐待から守るために～自治体と法医学の連携でできること～」（令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応における法医学との連携強化に関する研究」（実施主体 公益社団法人母子保健推進会議））の活用について周知したところです。

このような中、昨年6月1日に閣議決定された「死因究明等推進計画」において、死因究明により得られた情報の活用として、地方公共団体による虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に資するよう、医療機関及び法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報を共有することについて周知を図ることとされております。

児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤

な児童虐待事件も後を絶たないなど依然としてその防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の 4 においては、地方公共団体の機関に加え、児童の医療、福祉又は教育に係る機関や児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができるものとされています。

この点について、医療機関や法医学教室等に対し、これまでの児童虐待に係る各種通告等のもとより、

- ・虐待防止法第 13 条の 4 に基づき、児童相談所長等から直接情報等の提供の求めがあったときに加え、
- ・診察依頼等を通じて児童相談所等の取扱いがあったことを把握している児童虐待に係る事案のうち、当該児童に関しその後の虐待による死亡が疑われると判断した場合についても、当該児童の取扱いのあった児童相談所等の関係機関に対し、当該児童の氏名及び当該児童の死亡の事実を共有する

ことを別添の事務連絡において関係団体に依頼しているところです。

つきましては、医療機関及び法医学教室等から虐待による死亡が疑われる児童についての情報共有がなされた場合等においては、虐待防止法第 4 条第 5 項に基づく事例の分析に活用する等適切に対応くださいますようお願いいたします。

なお、本件については、関係団体に対し、別添のとおり事務連絡を発出してまいりますので、併せて御承知おきください。

また、本事務連絡及び別添の事務連絡の内容については、法務省刑事局刑事課及び警察庁刑事局捜査第一課と協議済みである旨申し添えます。

【参考】

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）（抄）

第 4 条第 5 項 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

第 13 条の 4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐

待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境
その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する
資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当
該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐
待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用
することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、
当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、
その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれ
があると認められるときは、この限りでない。

- 令和2年3月31日付通知府共第245号・子発0331第2号「児童虐待防止
対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000637877.pdf>
- 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応における法
医学との連携強化に関する研究」（報告書全体版）
[http://bosui.or.jp/pdf/2019 児童虐待報告書.pdf](http://bosui.or.jp/pdf/2019%20児童虐待報告書.pdf)
- 令和3年6月1日閣議決定「死因究明等推進計画」（抄）
https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/shiin_keikaku.pdf
- 厚生労働省において、地方公共団体による虐待により児童が心身に著しく
重大な被害を受けた事例の分析に資するよう、医療機関及び法医学教室等
において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性
を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報を共有することについて周知を
図る。（厚生労働省）

以上

<虐待による児童の死亡事案の情報共有に関するこ
と>

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課虐待防止対策推進室企画法令係

TEL : 03-5253-1111 (内線 4895)

Mail : jidounetwork@mhlw.go.jp

<死因究明等推進計画に関すること>

厚生労働省医政局

医事課死因究明等企画調査室調整係

TEL : 03-5253-1111 (内線 4417)

Mail : shiinkyuumei@mhlw.go.jp